



Q 1 厚生会預金の預入限度額はいくらですか？ またそれを超過するとどうなりますか？

A 厚生会預金の預入限度額は、積立預金・すまいる積立預金・定期預金の元本を合わせて3,000万円までです。

積立預金とすまいる積立預金の利息は、2月・8月の年2回、元本として組み入れられます。なお、積立預金・すまいる積立預金の元本組入利息で3,000万円を超える場合は、払戻しのお手続きをお取りいただきます。また、定期預金のみで3,000万円お預けの場合は、満期手続きにて利息払戻しをしてください。

3,000万円の限度額を超過されそうな方、または超過してしまった方には、厚生会から払戻し等のご連絡をさせていただきますが、ご自身でも預金の総額にはご注意ください。

Q 2 厚生会預金はペイオフの対象ですか？

A 厚生会預金は、労働基準法における社内預金制度として、兵庫県と神戸市からの委託を受けて厚生会が行っている事業です。銀行預金とは基本的に制度が異なるため、1,000万円以下でもペイオフ（預金保険）の対象とはなりません。しかし、預金事業の運営にあたっては、年2回、教職員の代表等からなる預金保全委員会において資産および運用状況が確認され、兵庫県と神戸市への報告も行っています。

また、資産運用については、会員の方々への貸付を中心に堅実な運用を行っています。

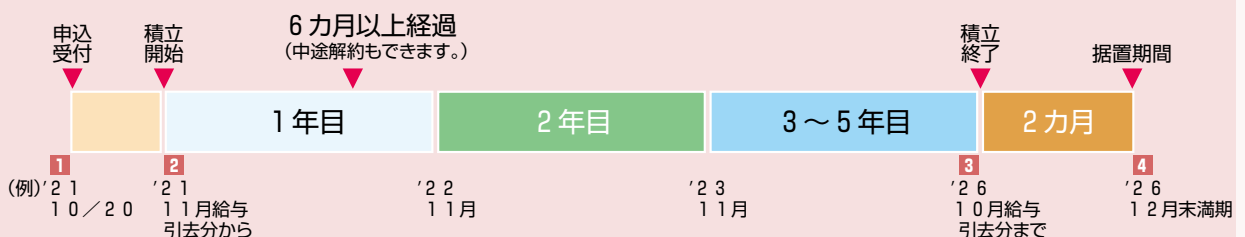
Q 3 すまいる積立預金を申し込むと満期はいつになりますか？

A すまいる積立預金は、お申込みを受け付けた月の翌月から引去りを開始し、お申込みいただいた期間（3年・4年・5年）が終了する月の給与引去り分で積立は終了となります。満期日は積立終了月から2カ月据え置いた月末営業日です。満期日までに退会となりますと、退会日で中途解約となりますのでお申込時の期間設定にご注意ください。なお、すまいる積立預金の満期のご案内は積立終了月の翌月に送付いたします。満期のご案内発行日後に預金利率の改正が行われた場合、利息計算がご案内と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申込みから満期まで

例えば

- 1 10月に申込み
- 2 定時積立は11月から引去り、ボーナスは翌年6月から引去り
- 3 最終定時積立 10月
- 4 満期日 12月末厚生会営業日



質問・疑問コーナー



Q 4 すまいる積立預金や定期預金を中途解約する場合、解約手数料がかかるのですか？

A すまいる積立預金は、契約日から6カ月未満の期間、解約ができません。6カ月を経過した後中途解約する場合、所定の手数料がかかる場合があります。また、定期預金を中途解約する場合、手数料は不要ですが、預入期間により中途解約利率が適用されます。詳細についてはP6をご参照ください。

Q 5 インターネットバンキングやATMでの振込みは可能ですか？

A 可能です。ただし、手数料はご依頼人(会員)負担となります。また、厚生会の銀行口座は24時間即時入金には対応していませんので、振込日にはご注意ください。

Q 6 定期預金や臨時積立預金を振込みで申込む場合、振込日と申込書の提出日が前後してもよいのでしょうか？その場合、預入日は振込日と申込書の提出日のどちらになるのでしょうか？

A 振込日と申込書の提出日が前後してもかまいません。預入日は、お振込みいただいた日となります。なお、お振込みいただいてから厚生会に入金確認が取れるのに10日程度かかりますので、振込日から計算書送付には2週間程度お時間をいただくことになります。計算書発行を円滑に行うためにも申込書は早めにご提出ください。

Q 7 積立預金やすまいる積立預金の定時積立を一時中断したいのですがどうすればいいですか？

A 「積立預金定時積立・積立額変更申込書」(様式第2号)、「すまいる積立預金定時積立・積立額変更申込書」(様式第4号)にて申込金額を“0”と記入し、ご提出ください。受付日【月末営業日で締切(厚生会必着)】の翌月から変更となります。また、積立額の変更は、インターネット「信用ネットサービス」からも申込み可能です(要登録)。詳細については、P51~P59をご参照ください。

Q 8 休職中の積立預金の取扱いはどうなりますか？

A 有給休職中、または月の途中から無給になられる等で給与が支給される間は、積立預金の引去りを行います。ただし、引去額が給与支給額より多くなり引去りが行えない場合は、振込みで入金していただくこととなりますが、厚生会預金は会員の方に任意でご利用いただいておりますので、積立されるご意志のある方のみお振込みください。無給になる月からは積立預金の引去りは自動的に中断し、復職後に自動的に復活します。



Q 9 退職することになりました。預金を続けたいのですが？

A 積立預金は現職・現職準会員の資格を喪失する日をもって満期となり解約手続きが必要となります。すまいる積立預金も中途解約手続きが必要となります。(現職・現職準会員の資格喪失日以降は利息がつきません)

定期預金は現職・現職準会員の資格を喪失する日までにご契約いただくと満期日までお預かりできます。例えば、現職・現職準会員の資格を喪失する日までに積立預金を定期預金2年ものに振替されると、2年後の満期日までお預けいただけます。(満期後にご継続いただけません)ただし、退職会員にご加入いただき、再任用(詳細はP7参照)でお勤めの場合は、満期時に定期預金として継続していただくことができます。

※ 2020年12月現在の預金制度に基づいて記載しています。制度見直しにより、記載内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q 10 退職後、定期預金の満期手続きを期日までにできなかった場合はどうなりますか？

A 預金が満期日を経過した場合、対象者へ払戻手続き案内を送付し、期日までに手続きがなされない場合は、登録口座へ自動送金します。

ただし、貸付残高がある会員については、完済後の送金となります。

金融 mini 講座 金利について

■金利には**単利**と**複利**があります

